

令和4年度 花と動物のふれあい広場 再整備実施設計業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、多気町(以下「委託者」という)の実施する「花と動物のふれあい広場実施設計業務委託(以下「本業務」という)に適用する。

2 目的

「花と動物ふれあい広場」は五桂池ふるさと村に隣接し、町民にも親しまれている施設である。一方で、施設の老朽化や動線等の課題を有しており、今後課題解決に向けた改修が望まれる。

今後の改修に向けては、令和2年度に策定した五桂池ふるさと村ランドビジョンにおいて、花と動物のふれあい広場のコンセプトや方向性について検討した。また、当該ランドビジョンを基に、施設運営管理者など関係者へのヒアリングを行った上で、令和3年度に花と動物のふれあい広場に関する将来構想を策定したところである。本業務委託は、当該将来構想に基づき、花と動物のふれあい広場の再整備にあたり実施設計を実施するものである。

3 計画地の概要

- (1) 場所: 多気町五桂 769-1 ほか
- (2) 計画面積: 20,956.93 m²
- (3) 延べ床面積: 約 611 m²
- (4) 構造: 事務所、客室、倉庫、トイレ、獣舎 鉄骨平屋建
- (5) 工事スケジュール(予定): 令和5年6月～令和6年3月
- (6) 概算工事費: 約 200,000 千円
- (7) 用途地域: 非線引き都市計画区域内/風致地区
- (8) 共有基盤: 上水 町上水道(VP φ100)
下水 浄化槽(125人槽)

4 業務内容

<ランドスケープ実施設計>

- (1) 既存施設の現況把握
既存施設の状況把握と評価、ならびに現況整理を行う。
- (2) 設計方針の検討・設定
調査をもとに設計上留意すべき事項等を考慮し、設計方針を設定する。

(3) 実施設計

基本設計によってまとめられた設計対象及び与条件の検証を行う。確認された与条件に基づき実施設計を行う。実施設計は以下について行うものとし、基本的な検討内容は標準仕様書に沿って行う。

- ・工事設計図(設計図、特記仕様書、数量計算書、種別内訳書、各種製品見積書、構造計算書(必要となった場合)等)
- ・設計概要書
- ・工事工程表
- ・施工計画書
- ・照査
- ・イメージパース
- ・広報用資料

(4) 撤去実施設計

基本設計を踏まえ、町担当者と協議の上、撤去して差し支えないと判断される既存構造物について撤去実施設計を行う。以下の内容について行うものとする。

- ・撤去設計図
- ・数量計算書
- ・概算工事費

<建築実施設計>

(1) 一般共通事項

(ア)基本設計業務は、令和3年に策定した将来構想を踏まえ、提示された設計与条件及び適用基準等に基づき行う。

(イ)積算業務は、承認された詳細設計図書に基づき行う。

(ウ)基本設計業務の成果は基本設計図書等にまとめ、発注者の承諾をえた上で実施設計業務に着手することとする。

(エ)関連法令及び適用基準等を遵守すること。

(2) 実施設計

基本設計によってまとめられた設計対象及び与条件の検証を行う。確認された与条件に基づき実施設計を行う。実施設計は以下について行うものとし、基本的な検討内容は標準仕様書に沿って行う。

・工事設計図(計画説明書、仕様書、仕上書、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、断面図、立面図、基礎伏図、矩計図、展開図、床伏図、天井伏図、平面詳細図、部分詳細図、建具表、総合仮設計画図、構造設計図、構造計算書、計画通知図書、電気設備設計図、電気設備設計計算書、機械設備設計図、機械設備設計計算書)

- ・設計概要書

- ・工事工程表
- ・施工計画書
- ・照査
- ・イメージパース
- ・広報用資料

(3) 撤去実施設計

基本設計を踏まえ、町担当者と協議の上、撤去して差し支えないと判断される既存構造物について撤去実施設計を行う。以下の内容について行うものとする。

- ・撤去設計図
- ・数量計算書
- ・概算工事費

5 設計協議

本業務の協議は業務着手時1回、中間打ち合わせ1回、成果品納品時1回の最低3回行うものとする。

業務着手時及び納品時には、管理技術者が立ち会うこととする。

また、必要に応じて関係機関との協議を行う。

6 照査

各成果の内容について照査を行う。

7 成果品

本業務の成果品は次に示す通りとする

- ・ランドスケープ実施設計報告書(A4判)
- ・建築実施設計報告書(A4判)
- ・設計図面(A3判)
- ・イメージパース(A3判)
- ・上記の電子データ

8 一般事項

- (1) 本業務を履行するに当たり、本仕様書のほか、関係示方書並びに指針等を勘定し進めるものとする。
- (2) 本業務に必要な委託者の資料は貸与する。
- (3) 本業務において関係期間と協議を必要とする場合は、監督員の指示に従い協議を行う。
- (4) 本業務に関する協議確認事項等は、その内容を記載した記録簿を作成すること。
- (5) 本業務に質疑が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、協議内容を記録簿作成の上、

明確にしておくこと。

- (6) 調査等を伴う土地等への立入りは、管理者との協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないように十分心がけなければならない。
- (7) 地元関係者及び関係団体、関係機関等への説明、協議等は委託者が行うものとするが、説明協議等で使用する資料について、受託者が作成し、委託者に資料を提供すること。
- (8) 本業務に関するすべての事項は、その秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。
- (9) 本業務の成果品については、引渡し完了後であっても誤謬が発見された場合には、受託者の責任において速やかに訂正すること。
- (10) 当該施設において、翌年度以降に国等の補助金または交付金を活用した工事を行う予定であり、その申請に必要な見積、計画図面等の作成を含むものとする。

9 履行期間

本業務計画締結日の翌日より令和5年3月24日限りとする。

なお、委託者との協議により必要があると認められるときは、期間を変更することができる。

10 本仕様に係る問い合わせ先

〒519-2181

三重県多気郡多気町相可1600番地 多気町役場 農林商工課

担当：青木、中野

電話番号：0598-38-1117 FAX：0598-38-1140

E-mail: norin@town.mie-taki.lg.jp

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分